

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2020-27601

(P2020-27601A)

(43) 公開日 令和2年2月20日(2020.2.20)

|                                |                     |             |
|--------------------------------|---------------------|-------------|
| (51) Int. Cl.                  | F I                 | テーマコード (参考) |
| <b>G 1 6 H</b> 10/60 (2018.01) | G 1 6 H 10/60 Z J P | 4 C 1 1 7   |
| <b>A 6 1 B</b> 5/00 (2006.01)  | A 6 1 B 5/00 A      | 5 L 0 9 9   |
| <b>G 0 6 K</b> 19/06 (2006.01) | G 0 6 K 19/06 1 1 2 |             |

審査請求 有 請求項の数 10 O L (全 12 頁)

|                    |                            |          |                                                           |
|--------------------|----------------------------|----------|-----------------------------------------------------------|
| (21) 出願番号          | 特願2019-13710 (P2019-13710) | (71) 出願人 | 504007707                                                 |
| (22) 出願日           | 平成31年1月30日 (2019.1.30)     |          | 商之器科技股▲ふん▼有限公司                                            |
| (31) 優先権主張番号       | 62/718,889                 |          | 台湾台北市内湖路1段516號5樓                                          |
| (32) 優先日           | 平成30年8月14日 (2018.8.14)     | (74) 代理人 | 100107766                                                 |
| (33) 優先権主張国・地域又は機関 | 米国 (US)                    |          | 弁理士 伊東 忠重                                                 |
| (31) 優先権主張番号       | 107137187                  | (74) 代理人 | 100070150                                                 |
| (32) 優先日           | 平成30年10月22日 (2018.10.22)   |          | 弁理士 伊東 忠彦                                                 |
| (33) 優先権主張国・地域又は機関 | 台湾 (TW)                    | (74) 代理人 | 100091214                                                 |
|                    |                            |          | 弁理士 大貫 進介                                                 |
|                    |                            | (72) 発明者 | 盤 文龍                                                      |
|                    |                            |          | 台湾台北市中山區金泰里十四鄰基湖路一一二巷五十七號                                 |
|                    |                            | Fターム(参考) | 4C117 XE13 XE15 XE23 XE37 XH02<br>XH12 XL11<br>5L099 AA21 |

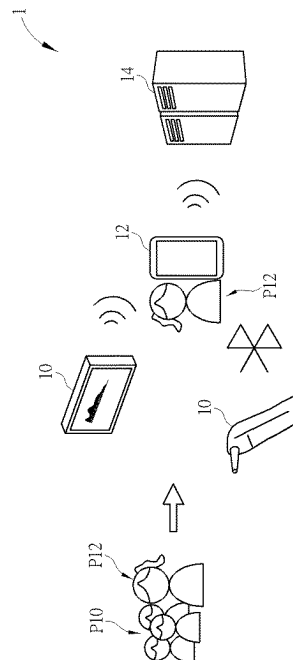
(54) 【発明の名称】 生理的パラメータ記録システム及びその方法

(57) 【要約】

【課題】自動の記録及び統合が可能な生理的パラメータ記録システム等を提供する。

【解決手段】生理的パラメータ記録システムは、第1の生理的パラメータを生成する第1測定器と、第2の生理的パラメータを生成する第2測定器と、生理的パラメータ記録プログラムをインストールされた記録装置と、クラウドデータベースとを含む。プログラムは、デジタル伝送機能を通じて第1測定器へ接続することで第1の生理的パラメータを読み込むステップと、ユーザ入力インターフェイスによって第2の生理的パラメータを読み込むステップと、第1及び第2の生理的パラメータを表示するステップと、ロック信号に従って、ユーザ入力インターフェイスがロックされた後に、第1及び第2の生理的パラメータを確認し記録するステップと、第1及び第2の生理的パラメータに従ってQRコード（登録商標）を生成し表示するステップとを実行するよう構成される。クラウドデータベースは、デジタル伝送機能を通じて記録装置からQRコード（登録商標）を受信する。

【選択図】 図1



## 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

第 1 の生理的パラメータを生成し、該第 1 の生理的パラメータをデジタル伝送機能により送信するよう構成される第 1 測定器と、

第 2 の生理的パラメータを生成するよう構成される第 2 測定器と、

前記第 1 の生理的パラメータを読み込むよう前記デジタル伝送機能を通じて前記第 1 測定器へ接続するステップと、ユーザ入力インターフェイスを通じて前記第 2 の生理的パラメータを読み込むステップと、前記第 1 の生理的パラメータ及び前記第 2 の生理的パラメータを表示するステップと、前記ユーザ入力インターフェイスがロックされた後に、ロック信号に従って前記第 1 の生理的パラメータ及び前記第 2 の生理的パラメータを確認し記憶するステップと、前記第 1 の生理的パラメータ及び前記第 2 の生理的パラメータに従って第 1 のクイックレスポンスコードを生成し表示するステップとを実行するよう生理的パラメータ記録プログラムをインストールされた記録装置と、

10

前記第 1 のクイックレスポンスコードを受信するよう前記デジタル伝送機能を通じて前記記録装置へ接続されるクラウドデータベースと

を有する生理的パラメータ記録システム。

## 【請求項 2】

前記生理的パラメータ記録プログラムは、

第 2 のクイックレスポンスコード若しくは第 1 のバーコードをスキャンすることを通じて、又は前記ユーザ入力インターフェイスを通じて、第 1 のオペレータ識別コードにログオンし表示するステップと、

20

第 3 のクイックレスポンスコード若しくは第 2 のバーコードをスキャンすることを通じて、又は前記ユーザ入力インターフェイスを通じて、第 1 の対象識別コードにログオンし表示するステップと

を実行するよう前記記録装置を制御する、

請求項 1 に記載の生理的パラメータ記録システム。

## 【請求項 3】

前記生理的パラメータ記録プログラムは、

新しい対象にログオンする必要があると決定するときに、第 4 のクイックレスポンスコード若しくは第 3 のバーコードをスキャンすることを通じて、又は前記ユーザ入力インターフェイスを通じて、第 2 の対象識別コードにログオンし表示するステップと、

30

前記新しい対象にログオンする必要があると決定するときに、新しいオペレータにログオンすべきかどうかを判定するステップと

を実行するよう前記記録装置を制御し、

前記新しいオペレータにログオンすべきかどうかを判定するステップは、

前記新しいオペレータにログオンする必要があると決定するときに、第 5 のクイックレスポンスコード若しくは第 4 のバーコードをスキャンすることを通じて、又は前記ユーザ入力インターフェイスを通じて、第 2 のオペレータ識別コードにログオンし表示することと、

前記新しいオペレータにログオンする必要があると決定するときに、前記生理的パラメータ記録プログラムを終了することと

40

を有する、

請求項 1 に記載の生理的パラメータ記録システム。

## 【請求項 4】

前記記録装置は、Wi Fi、Bluetooth（登録商標）又は近距離通信である前記デジタル伝送機能を通じて前記第 1 測定器へ接続し、

前記クラウドデータベースは、Wi Fi、第 3 世代無線通信、第 4 世代無線通信、ロングタームエボリューション、Bluetooth（登録商標）又は近距離通信である前記デジタル伝送機能を通じて前記記録装置へ接続する、

請求項 1 に記載の生理的パラメータ記録システム。

50

## 【請求項 5】

前記第 1 測定器及び前記第 2 測定器の夫々は、温度計、血圧計、パルスオキシメータ、血糖計、バイタルサインモニタ、体重計のうちの 1 つであり、

前記第 1 の生理的パラメータ及び前記第 2 の生理的パラメータの夫々は、身長、体重、頭囲、頸囲、胸囲、胴囲、腰囲、心拍、収縮期血圧、拡張期血圧、血中酸素濃度、血糖、体温、呼吸数、疼痛指数、尿量、及び排便回数の中の 1 つである、

請求項 1 に記載の生理的パラメータ記録システム。

## 【請求項 6】

生理的パラメータ記録システムの記録装置のための生理的パラメータ記録方法であって

、  
前記記録装置が、デジタル伝送機能を通じて、前記生理的パラメータ記録システムの第 1 測定器が生成する第 1 の生理的パラメータを読み込むよう前記第 1 測定器へ接続することと、

前記記録装置が、ユーザ入力インターフェイスを通じて、前記生理的パラメータ記録システムの第 2 測定器によって生成された第 2 の生理的パラメータを読み込むことと、

前記記録装置が、前記第 1 の生理的パラメータ及び前記第 2 の生理的パラメータを表示することと、

前記ユーザ入力インターフェイスがロックされた後に、前記記録装置が、ロック信号に従って前記第 1 の生理的パラメータ及び前記第 2 の生理的パラメータを確認し記憶することと、

前記記録装置が、前記第 1 の生理的パラメータ及び前記第 2 の生理的パラメータに従って第 1 のクイックレスポンスコードを生成し表示することと、

前記記録装置が、前記デジタル伝送機能を通じて、前記第 1 のクイックレスポンスコードを送信するよう前記生理的パラメータ記録システムのクラウドデータベースへ接続することと

を有する生理的パラメータ記録方法。

## 【請求項 7】

前記記録装置が、第 2 のクイックレスポンスコード若しくは第 1 のバーコードをスキャンすることを通じて、又は前記ユーザ入力インターフェイスを通じて、第 1 のオペレータ識別コードにログオンし表示することと、

前記記録装置が、第 3 のクイックレスポンスコード若しくは第 2 のバーコードをスキャンすることを通じて、又は前記ユーザ入力インターフェイスを通じて、第 1 の対象識別コードにログオンし表示することと

を更に有する請求項 6 に記載の生理的パラメータ記録方法。

## 【請求項 8】

新しい対象にログオンする必要があると決定するときに、第 4 のクイックレスポンスコード若しくは第 3 のバーコードをスキャンすることを通じて、又は前記ユーザ入力インターフェイスを通じて、第 2 の対象識別コードにログオンし表示することと、

前記新しい対象にログオンする必要があるないと決定するときに、新しいオペレータにログオンすべきかどうかを判定することと

を更に有し、

前記新しいオペレータにログオンすべきかどうかを判定することは、

前記新しいオペレータにログオンする必要があると決定するときに、第 5 のクイックレスポンスコード若しくは第 4 のバーコードをスキャンすることを通じて、又は前記ユーザ入力インターフェイスを通じて、第 2 のオペレータ識別コードにログオンし表示することと、

前記新しいオペレータにログオンする必要があるないと決定するときに、当該生理的パラメータ記録方法を終了することと

を有する、

請求項 6 に記載の生理的パラメータ記録方法。

10

20

30

40

50

## 【請求項 9】

前記記録装置は、Wi Fi、Bluetooth（登録商標）又は近距離通信である前記デジタル伝送機能を通じて前記第 1 測定器へ接続し、

前記クラウドデータベースは、Wi Fi、第 3 世代無線通信、第 4 世代無線通信、ロングタームエボリューション、Bluetooth（登録商標）又は近距離通信である前記デジタル伝送機能を通じて前記記録装置へ接続する、

請求項 6 に記載の生理的パラメータ記録方法。

## 【請求項 10】

前記第 1 測定器及び前記第 2 測定器の夫々は、温度計、血圧計、パルスオキシメータ、血糖計、バイタルサインモニタ、体重計のうちの 1 つであり、

前記第 1 の生理的パラメータ及び前記第 2 の生理的パラメータの夫々は、身長、体重、頭囲、頸囲、胸囲、胴囲、腰囲、心拍、収縮期血圧、拡張期血圧、血中酸素濃度、血糖、体温、呼吸数、疼痛指数、尿量、及び排便回数のうちの 1 つである、

請求項 6 に記載の生理的パラメータ記録方法。

## 【発明の詳細な説明】

## 【技術分野】

## 【0001】

本発明は、記録システム及びその方法に関係があり、より具体的には、生理的パラメータ記録システム及びその方法に関係がある。

## 【背景技術】

## 【0002】

生理的パラメータを記録する方法に関して、それは大部分が手動による転写及びファイリングによって行われている。例えば、病院の医師及び看護師並びにヘルスケアセンタの介護士は、患者の生理的パラメータ（例えば、体温、血圧、心拍、呼吸数、血中酸素濃度、グルコース、など）を測定したり、あるいは、患者の活動及び感覚（例えば、睡眠時間、排便回数、疼痛指数、など）を問い合わせたりするために、医療機器を利用することがある。次いで、測定された生理的パラメータ、活動及び感覚は、電子データベースに入力すべく用紙に書き込まれる。

## 【0003】

しかし、上記のルーチンは、時間を無駄に使い、且つ、手動作業により医療記録の誤字を引き起こす可能性がある。従って、利便性及び正確性を改善するよう、自動の記録及び統合が可能な生理的パラメータ記録システム及びその方法を提供することが必要とされる。

## 【発明の概要】

## 【0004】

従って、本発明の目的は、自動の記録及び統合が可能な生理的パラメータ記録システム及びその方法を提供することである。

## 【0005】

本発明は、第 1 の生理的パラメータを生成し、該第 1 の生理的パラメータをデジタル伝送機能により送信するよう構成される第 1 測定器と；第 2 の生理的パラメータを生成するよう構成される第 2 測定器と；前記第 1 の生理的パラメータを読み込むよう前記デジタル伝送機能を通じて前記第 1 測定器へ接続するステップと、ユーザ入力インターフェイスを通じて前記第 2 の生理的パラメータを読み込むステップと、前記第 1 の生理的パラメータ及び前記第 2 の生理的パラメータを表示するステップと、前記ユーザ入力インターフェイスがロックされた後に、ロック信号に従って前記第 1 の生理的パラメータ及び前記第 2 の生理的パラメータを確認し記憶するステップと、前記第 1 の生理的パラメータ及び前記第 2 の生理的パラメータに従って第 1 のクイックレスポンスコードを生成し表示するステップとを実行するよう生理的パラメータ記録プログラムをインストールされた記録装置と；前記第 1 のクイックレスポンスコードを受信するよう前記デジタル伝送機能を通じて前記記録装置へ接続されるクラウドデータベースとを含む生理的パラメータ記録システムを開

示する。

【0006】

本発明は、生理的パラメータ記録システムの記録装置のための生理的パラメータ記録方法であって：前記記録装置が、デジタル伝送機能を通じて、前記生理的パラメータ記録システムの第1測定器が生成する第1の生理的パラメータを読み込むよう前記第1測定器へ接続することと；前記記録装置が、ユーザ入力インターフェイスを通じて、前記生理的パラメータ記録システムの第2測定器によって生成された第2の生理的パラメータを読み込むことと；前記記録装置が、前記第1の生理的パラメータ及び前記第2の生理的パラメータを表示することと；前記ユーザ入力インターフェイスがロックされた後に、前記記録装置が、ロック信号に従って前記第1の生理的パラメータ及び前記第2の生理的パラメータを確認し記憶することと；前記記録装置が、前記第1の生理的パラメータ及び前記第2の生理的パラメータに従って第1のクイックレスポンスコードを生成し表示することと；前記記録装置が、前記デジタル伝送機能を通じて、前記第1のクイックレスポンスコードを送信するよう前記生理的パラメータ記録システムのクラウドデータベースへ接続することを含む生理的パラメータ記録方法を開示する。

10

【0007】

本発明の生理的パラメータ記録システムにおいて、記録装置は、複数の生理的パラメータを自動で取得する（又は、オペレータによって生理的パラメータを手動で入力する）よう無線接続を通じて複数の測定器10へ接続し、次いで、記憶された生理的パラメータに従って対応するQRコード（登録商標）を生成し、最終的に、QRコード（登録商標）（すなわち、複数の生理的パラメータ）を無線ネットワークを通じてクラウドデータベースへアップロードし得る。結果として、本発明の生理的パラメータ記録システムは、複数の生理的パラメータに対する自動の記録及び統合を実現するために、手動による転写及びファイリングを減らして、誤記の可能性を小さくし得る。

20

【0008】

本発明のそれら及び他の目的は、様々な図及び図面において表される好適な実施形態の以下の詳細な説明を読んだ後で疑いなく当業者に明らかになるだろう。

【図面の簡単な説明】

【0009】

【図1】本発明の実施形態に従う生理的パラメータ記録システムの概略図である。

30

【図2】本発明の実施形態に従う生理的パラメータ記録プロセスのフローチャートである。

【図3】本発明の実施形態に従う記録装置の動作を表す。

【図4】本発明の実施形態に従う記録装置の動作を表す。

【図5】本発明の実施形態に従う記録装置の動作を表す。

【図6】本発明の実施形態に従う記録装置の動作を表す。

【図7】本発明の実施形態に従う記録装置の動作を表す。

【図8】本発明の実施形態に従う記録装置の動作を表す。

【図9】本発明の実施形態に従う記録装置の動作を表す。

【図10】本発明の実施形態に従う記録装置の動作を表す。

40

【発明を実施するための形態】

【0010】

図1は、本発明の実施形態に従う生理的パラメータ記録システム1の概略図である。生理的パラメータ記録システム1は、生理的パラメータの測定及び記録を必要とする如何なる組織及び機関、例えば：

- (1) 病院、診療所、病棟の検査室；
- (2) ヘルスケア機関、長期介護センタ；
- (3) 医学研究学校及び機関；
- (4) ヘルスケア、美容院、リハビリテーションセンタ；
- (5) セミナー、研究及び会議集会；

50

## (6) 在宅介護

においても利用されてよい。

### 【0011】

生理的パラメータ記録システム1は、複数の測定器10と、記録装置12と、クラウドデータベース14を含む。測定器10は、温度計、血圧計、パルスオキシメータ、血糖計、バイタルサインモニタ、体重計、などのような、生理的パラメータを測定するための医療機器であってよい。記録装置12は、無線通信機能（例えば、Wi-Fi、第3世代無線通信、第4世代無線通信、ロングタームエボリューション、Bluetooth（登録商標）、近距離通信、など）を備えた、スマートフォン又はタブレットコンピュータのようなモバイル機器であって、ユーザがインターネットからアプリケーションをダウンロードしインストールし且つモバイル機器のタッチスクリーン上で操作を行うことを可能にし得る。クラウドデータベース14は、医療情報統合システムであってよい。

10

### 【0012】

生理的パラメータ記録システム1は、オペレータP12が複数の対象P10について夫々生理的パラメータを記録することを支援するよう構成される。オペレータP12は、医師、看護師、又は介護福祉士であってよく、対象P10は、患者又は一般の人々であってよい。生理的パラメータは、身長、体重、頭囲、頸囲、胸囲、胴囲、腰囲、心拍、収縮期血圧、拡張期血圧、血中酸素濃度、血糖、体温、呼吸数、疼痛指数、尿量、及び排便回数であってよいが、これは限定されない。

20

### 【0013】

具体的に、記録装置12は、複数の測定器10へ接続してよく、オペレータP12は、対象P10の生理的パラメータを取得するよう測定器10を操作してよい。次いで、測定器10のデジタル伝送機能（例えば、Bluetooth（登録商標）、近距離通信（near field communication）、Wi-Fi、など）を通じて、記録装置12は、測定器10によって測定された生理的パラメータを収集してよい。測定器10がデジタル伝送機能を備えていない場合に、オペレータP12は、測定器10によって測定された生理的パラメータを、ユーザ入力インターフェイス（例えば、キーボード）を通じて記録装置12へ入力してもよい。生理的パラメータの全ての測定が完了した場合に、記録装置12は、ユーザ入力インターフェイスがロックされた後に、ロック信号に従って、全ての生理的パラメータを確認し記憶し、そして、対応するQR（クイックレスポンス；Quick Response）コードを生成してよい。結果として、記録装置12は、生理的パラメータをクラウドデータベース14に記憶するために、QRコード（登録商標）を通じて対象P10の個人健康ファイル又はウェブページ記録に生理的パラメータをインポートし得る。

30

### 【0014】

要するに、生理的パラメータ記録システム1において、記録装置12は、複数の生理的パラメータを自動で取得する（又は、オペレータによって生理的パラメータを手動で入力する）よう複数の測定器10へ接続し、次いで、記憶された生理的パラメータに従って対応するQRコード（登録商標）を生成し、最終的に、QRコード（登録商標）（すなわち、複数の生理的パラメータ）を無線ネットワークを通じてクラウドデータベース14へアップロードし得る。結果として、本発明の生理的パラメータ記録システム1は、複数の生理的パラメータに対する自動の記録及び統合を実現するために、手動による転写及びファイリングを減らして、誤記の可能性を小さくし得る。

40

### 【0015】

図2は、本発明の実施形態に従う生理的パラメータ記録プロセス2のフローチャートであり、図3乃至図10は、本発明の実施形態に従う記録装置12の動作を表す。オペレータP12は、複数の生理的パラメータに対する自動の記録及び統合を実現するために、生理的パラメータ記録プロセス2のステップに従ってアプリケーションを実行することによって、記録装置12を操作してよい。生理的パラメータ記録プロセス2は、次のステップを含む。

### 【0016】

50

ステップ201：複数の測定器へ接続するよう最初の使用のために構成をセットする。

【0017】

ステップ202：生理的パラメータ記録プログラムを実行する。

【0018】

ステップ203：オペレータ識別コードにログオンする。

【0019】

ステップ204：対象識別コードにログオンする。

【0020】

ステップ205：測定器へ接続されているかどうか？そうである場合にはステップ206へ進み、そうでない場合にはステップ207へ進む。

10

【0021】

ステップ206：測定器によって測定された生理的パラメータを読み込んで表示する。ステップ208へ進む。

【0022】

ステップ207：デジタル伝送機能によらずに、測定器によって測定された生理的パラメータを手動入力し、表示する。

【0023】

ステップ208：ユーザ入力インターフェイスがロックされた後に、ロック信号に従って、全ての生理的パラメータを確認し記憶する。

【0024】

20

ステップ209：全ての生理的パラメータに対応するQRコード（登録商標）を生成し、全ての生理的パラメータをクラウドデータベースにアップロードする。

【0025】

ステップ210：新しい対象にログオンすべきかどうかを判定する。そうである場合にはステップ204に戻り、そうでない場合にはステップ211へ進む。

【0026】

ステップ211：新しいオペレータにログオンすべきかどうかを判定する。そうである場合にはステップ203に戻り、そうでない場合にはステップ212へ進む。

【0027】

ステップ212：生理的パラメータ記録プログラムを終了する。

30

【0028】

ステップ201において、オペレータP12は、複数の測定器へ接続するよう最初の使用のために構成をセットし、例えば、複数の測定器10へ接続するよう記録装置12の無線通信機能（例えば、Wi-Fi、近距離通信、Bluetooth（登録商標））をオンし、生理的パラメータ記録プログラムをダウンロードしインストールしてよい。ステップ202において、図3で示されるように、オペレータP12は、生理的パラメータ記録プログラムVS-10を実行するよう生理的パラメータ記録プログラムVS-10をダウンロードしインストールしてよい。

【0029】

ステップ203において、オペレータP12は、図4で示されるように、QRコード（登録商標）若しくはバーコードをスキャンすることを通じて、又は手動入力を通じて、オペレータ識別コードにログオンし表示してよい。図4には、オペレータ識別コード"00875824"及びオペレータ名"Lu, ○○"が表されている。ステップ204において、オペレータP12は、図4で示されるように、QRコード（登録商標）若しくはバーコードをスキャンすることを通じて、又は手動入力を通じて、対象識別コードにログオンし表示してよい。図4には、対象識別コード"00005521"及び対象名"Chang, ○○"が表されている。オペレータ識別コード及び対象識別コードにログオンするようQRコード（登録商標）又はバーコードをスキャンすることは、誤字を回避し且つ記録プロセスを加速させ得る点に留意されたい。

40

【0030】

50

ステップ205からステップ206において、記録装置12が測定器10へ接続されている場合に、記録装置12は、測定器10によって測定された生理的パラメータを読み込んで表示してよい。図4で示されるように、記録装置12は、体温"36.9℃"を測定するよう額式体温計又は耳式体温計へ接続してよい。記録装置12は、心拍"80回/分"、収縮期血圧"107mm/Hg"、及び拡張期血圧"64mm/Hg"を測定するようバイタルサインモニタへ接続してよい。記録装置12は、"99%"である血中酸素濃度を測定するようパルスオキシメータへ接続してよい。

#### 【0031】

ステップ205からステップ207において、記録装置12が測定器10へ接続することができない場合に、オペレータP12は、対象P10に対する測定を手動で実行し、そして、測定器10によって測定された生理的パラメータをデジタル伝送機能によらずに記録装置12へ手動で入力してよい。図5で示されるように、オペレータP12は、対象P10に対して測定を実行するよう巻き尺を使用し、そして、対象P10の頸囲"36cm"、胴囲"80cm"、及び胸囲"92cm"を記録装置12へユーザ入力インターフェイス（例えば、キーボード）を通じて入力してよい。すなわち、記録装置12は、ユーザ入力インターフェイスを通じて生理的パラメータを読み込んでよい。

#### 【0032】

図6で示されるように、オペレータP12は、対象P10の疼痛指数をクエリし、記録装置12のポップアップウィンドウから疼痛指数"レベル1"を選択してよい。1つの実施形態において、図6で示されるように、記録装置12は、入力された生理的パラメータをロックするよう構成された"ロック"選択を表示してよく、これにより、誤操作による誤記が回避され得る。図7で示されるように、記憶された生理的パラメータがロックされる場合に、オペレータP12は、記録装置12によって表示されている"解除"選択を選択し、次いで、再び測定を実行して生理的パラメータを変更してよい。

#### 【0033】

ステップ208において、全ての生理的パラメータが正確であるとオペレータP12が確認した場合に、オペレータP12は、単独の対象P10のための生理的パラメータを記録するサイクルを終えるために、"ロック"選択がユーザ入力インターフェイスをロックすべく選択された後に、全ての生理的パラメータを記憶するよう"確認"選択を選択してよい。すなわち、記録装置12は、ユーザ入力インターフェイスがロックされた後に、ロック信号に従って、全ての生理的パラメータを確認し記憶してよい。

#### 【0034】

図8で示されるように、測定を終えた後、記録装置12は、生理的パラメータの記録をスクリーンに表示してよい。1つの実施形態において、オペレータP12は、柔軟性を改善するよう、実際の要件に従って、"選択された項目をアップロード"選択又は"全ての項目をアップロード"選択を選択してよい。その上、記録装置12は、記録されたデータ（すなわち、生理的パラメータ）を記憶し、次いで、インターネットを通じてデータをアップロードし得るので、記録されたデータは、一時的なネットワーク障害による不良ネットワーク環境から保護され得る。

#### 【0035】

ステップ209において、図9で示されるように、記録装置12は、生理的パラメータをクラウドデータベースにアップロードするよう、生理的パラメータに対応するQRコード（登録商標）を生成してよい。1つの実施形態において、記録装置12は、生理的パラメータ（又はQRコード（登録商標））の記録タイムスタンプ及びアップロードタイムスタンプを記録してよく、これは、対象P10の生理的パラメータを管理するオペレータP12にとって有利である。実際に、オペレータP12が作業台に戻ったときに、オペレータP12は、記録されたデータをクラウドデータベース（例えば、病院情報システム）において統合し、そして、手動転写のための追加の時間を回避するために、対象P10の識別コード（例えば、2次元バーコード）及び生理的パラメータに対応するQRコード（登録商標）をスキャンしてよい。

10

20

30

40

50



## 【0036】

ステップ210において、新しい対象にログオンする必要がある場合に、オペレータP12は、ステップ204からステップ209を再び実行するよう、QRコード（登録商標）若しくはバーコードをスキャンすることを通じて、又は手動入力法を通じて、対象識別コードにログオンしてよい。ステップ211において、新しいオペレータにログオンする必要がある場合に、その新しいオペレータP12は、ステップ203からステップ209を実行するよう、QRコード（登録商標）若しくはバーコードをスキャンすることを通じて、又は手動入力法を通じて、新しいオペレータ識別コードにログオンしてよい。ステップ212において、図10で示されるように、新しい対象及び新しいオペレータにログオンする必要がある場合には、生理的パラメータ記録プログラムは、生理的パラメータ記録プロセス2を終わらせるよう終了される。

10

## 【0037】

総括して言えば、本発明の生理的パラメータ記録システムにおいて、記録装置は、複数の生理的パラメータを自動で取得する（又は、オペレータによって生理的パラメータを手動で入力する）よう無線接続を通じて複数の測定器10へ接続し、次いで、記憶された生理的パラメータに従って対応するQRコード（登録商標）を生成し、最終的に、QRコード（登録商標）（すなわち、複数の生理的パラメータ）を無線ネットワークを通じてクラウドデータベースへアップロードし得る。結果として、本発明の生理的パラメータ記録システムは、複数の生理的パラメータに対する自動の記録及び統合を実現するために、手動による転写及びファイリングを減らして、誤記の可能性を小さくし得る。

20

## 【0038】

当業者は、装置及び方法の多数の変更及び代替が、本発明の教示を保ちながら行われ得ると容易に気付くだろう。然るに、上記の開示は、添付の特許請求の範囲の境界によってのみ制限されると解釈されるべきである。

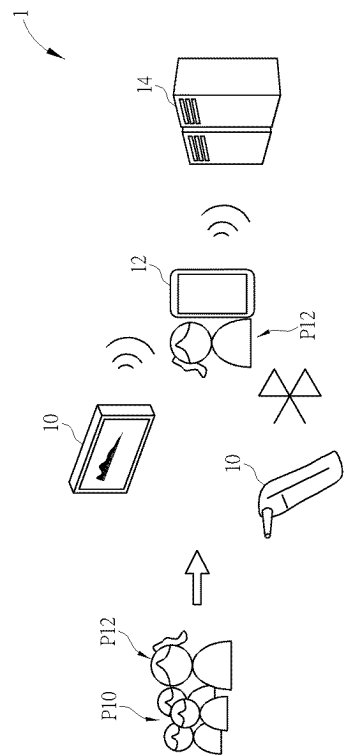
## 【符号の説明】

## 【0039】

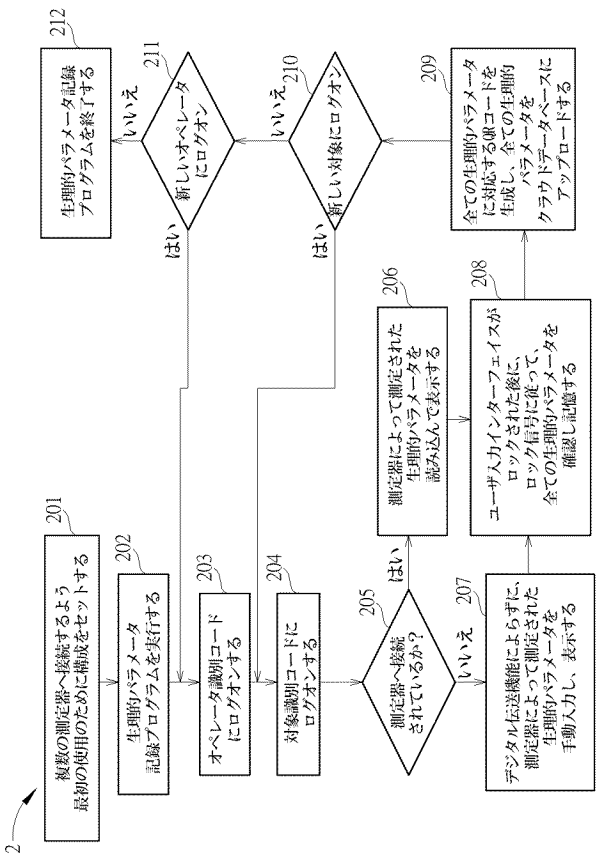
|       |                 |
|-------|-----------------|
| 1     | 生理的パラメータ記録システム  |
| 10    | 測定器             |
| 12    | 記録装置            |
| 14    | クラウドデータベース      |
| P10   | 対象              |
| P12   | オペレータ           |
| VS-10 | 生理的パラメータ記録プログラム |

30

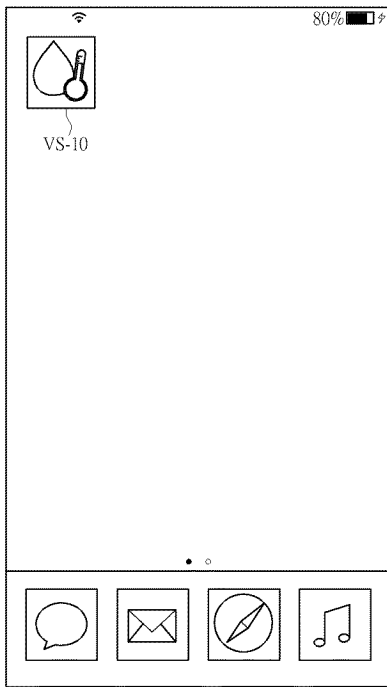
【図 1】



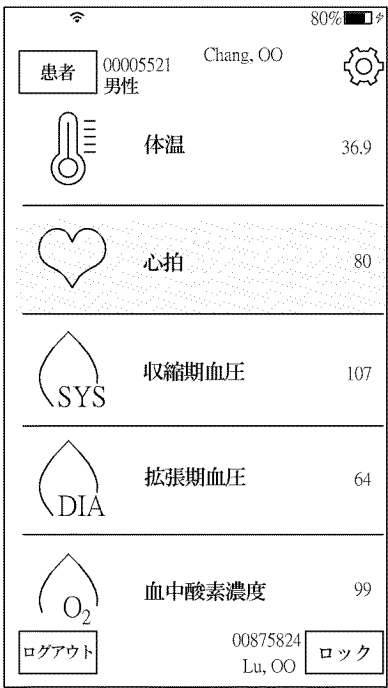
【図 2】



【図 3】



【図 4】



【図 5】

80%

患者

00005521 Chang, OO

男性

36

頸囲

36

胸囲

80

胸囲

92

1

2

3

4

5

6

7

8

9

.

0

ABC

DEF

GHI

JKL

MNO

PQRS

TUV

WXYZ

【図 6】

80%

患者

00005521 Chang, OO

男性

162

グルコース

162

疼痛指数

-2

-1

0

1

2

3

4

承諾

取り消し

身長

172

ログアウト

00875824 Lu, OO

ロック

【図 7】

80%

患者

00005521 Chang, OO

男性

80

心拍

80

収縮期血圧

107

拡張期血圧

64

血中酸素濃度

99

呼吸数

15

解除

00875824 Lu, OO

確認

【図 8】

80%

戻る

選択された項目をアップロード

全ての項目をアップロード

医療記録番号

00005521

QRコード

氏名

Chang, OO

日付

20180814 14:10:26

体温

36.9

心拍

80

呼吸数

15

血中酸素濃度

99

収縮期血圧

107

拡張期血圧

64

疼痛指数

1

グルコース

162

排便回数

2

身長

172

体重

60

BMI

0.1

頭囲

57.9

頸囲

36

胸囲

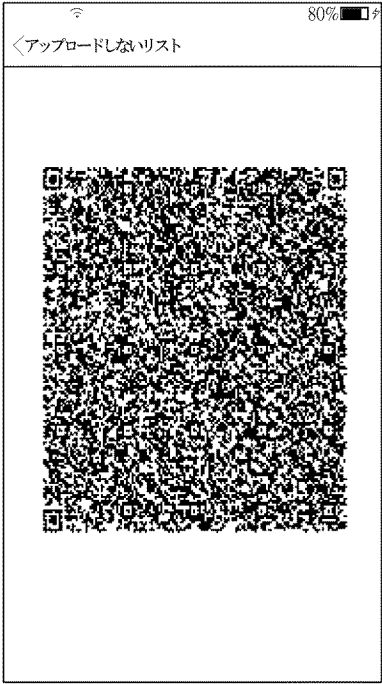
80

胸囲

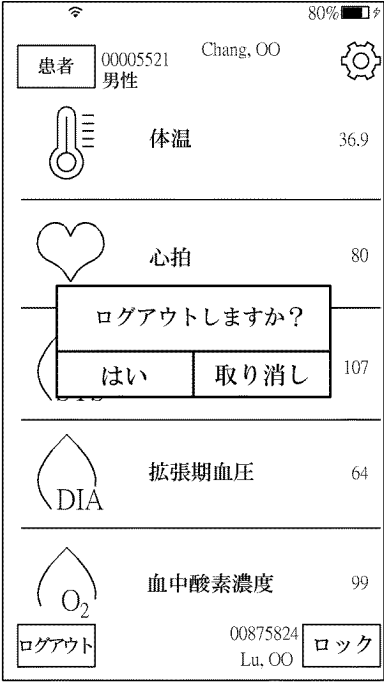
92

アップロードしないリスト

【図 9】



【図 10】



|                |                                                                                          |         |            |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------------|
| 专利名称(译)        | 生理参数记录系统及方法                                                                              |         |            |
| 公开(公告)号        | <a href="#">JP2020027601A</a>                                                            | 公开(公告)日 | 2020-02-20 |
| 申请号            | JP2019013710                                                                             | 申请日     | 2019-01-30 |
| [标]申请(专利权)人(译) | 商之器科技股ふん                                                                                 |         |            |
| 申请(专利权)人(译)    | 商之器科技股ふん有限公司                                                                             |         |            |
| 发明人            | 盤 文龍                                                                                     |         |            |
| IPC分类号         | G16H10/60 A61B5/00 G06K19/06                                                             |         |            |
| CPC分类号         | A61B5/0015 A61B5/0205 A61B5/02438 A61B5/0245 A61B2560/0271                               |         |            |
| FI分类号          | G16H10/60.ZJP A61B5/00.A G06K19/06.112                                                   |         |            |
| F-TERM分类号      | 4C117/XE13 4C117/XE15 4C117/XE23 4C117/XE37 4C117/XH02 4C117/XH12 4C117/XL11 5L099 /AA21 |         |            |
| 代理人(译)         | 伊藤忠彦                                                                                     |         |            |
| 优先权            | 62/718889 2018-08-14 US<br>107137187 2018-10-22 TW                                       |         |            |
| 外部链接           | <a href="#">Espacenet</a>                                                                |         |            |

#### 摘要(译)

解决的问题：提供一种能够自动记录和整合的生理参数记录系统等。生理参数记录系统安装有用于产生第一生理参数的第一测量装置，用于产生第二生理参数的第二测量装置和生理参数记录程序。它包括一个记录设备和一个云数据库。该程序通过通过数字传输功能连接到第一测量设备来读取第一生理参数，通过用户输入界面读取第二生理参数以及第一和第二生理参数。在根据锁定信号和QR码（根据第一和第二生理参数）锁定用户输入界面之后，显示参数，确认并记录第一和第二生理参数。并生成和显示注册商标）。云数据库通过数字传输功能从记录设备接收QR码（注册商标）。[选择图]图1

